

令和7年度東京都予算等に対する要望

一般社団法人東京都中小建設業協会
会長 渡邊 裕之

【要望事項】

1. 公共事業費の確保と予算の執行について

- (1) 投資的経費の確保と混合入札の是正
- (2) 都民生活に直結する施設、インフラ等に対する予算及び維持修繕予算の確保
- (3) 公共事業費予算における高い執行率の確保

東京都財政は、諸々の要望をかかえ、多額の資金需要のあることは十分理解しておりますが、東京都の更なる都市基盤整備のためには公共事業費の確保は欠かせません。また、中小建設業界においても国内外の種々な影響を受け、引き続き新規受注が減退しており、競争激化が進んでいることから、投資的経費の確保と混合入札の是正を要望いたします。

昨今、工事の大型化が進んでおり、地場の中小建設会社による受注がより一層困難になっております。東京都の公共投資は大型施設のみではありません。都民生活と直結する社会福祉施設、道路、上下水道、学校等に対する予算、そして維持修繕等の小・中規模工事についても十分な予算確保を要望いたします。

さらには、これらの公共事業費に対する予算について、高い執行率において確実に消化していただくよう要望いたします。「魅力ある建設業」であるために、十分な予算の確保と高い執行率における予算の消化は、切り離さずに実行していただきたい。

2. 高騰する建設資材価格等への対応について

昨今の著しい物価高騰を受けて建設業界は大変な負担を強いられております。東京都におかれましては、「片務性を解消するため、受注者のみに通常合理的な範囲を超える価格の変動を負担させない」ことを趣旨として、3つのスライド条項を工事請負契約書第24条に定めていただいております。

しかしながら、今般の経済状況下では、通常合理的な範囲を超えているにもかかわらず、現行の制度、運用方法では、受注者の負担が増える一方のため、下記2項目を要望いたします。

- (1) 設計価格と実勢価格の乖離の解消（参照：別紙資料）

設計変更は、受発注者ともに大きな時間と労力を費やすため、原設計における単価を適切に設定し、設計価格と実勢価格の乖離を解消していただきたい。

(2) スライド対応部署の創設

スライド条項の適用における手続きは受発注者双方にとって非常に煩雑であり、通常業務を圧迫することから適用に至らない事例もございます。東京都におかれましては、別途担当部署を設ける等の対応により負担の軽減を図り、必要としている全ての工事でスライド条項が適用されるよう検討いただきたい。

3. 働き方改革の推進について

持続的な建設業発展のために、業界を挙げて更なる働き方改革の推進に取り組んでおりますが、依然として山積している課題の解決には発注者の理解と協力が不可欠です。以下4項目についてご検討をお願いいたします。

(1) 週休2日制実施に伴う労務費および管理費の引上げ

週休2日工事における設計労務単価の補正係数は、国土交通省に準じて1.05となっておりますが、建設現場で働く技能労働者の給与体系は依然として日給月給制がほとんどであり、これまでの6日間労働と同様の賃金を支払うには労務費の補正係数が1.2以上である必要があります。働き方改革の推進、ならびに技能者の生活を守るためにも、労務費引き上げに一層のご配慮をお願いいたします。

さらには、技術者の処遇改善には現場管理費の引き上げも不可欠であり、東京都は他の自治体に比べ物価水準が著しく高いことから、全国一律の設定ではなく東京都独自の設定が必要と考えます。

(2) 適切な工期設定および書類作成期間等の工期の長期化に伴う経費の計上

まず、現在の工期設定において、週休2日制で工事を完了することは極めて困難であることを実態としてご理解いただきたい。加えて、時間外労働への上限規制に適応すべく、従来よりも短い時間での作業を宣言している専門工事の業界もございます。

逼迫した工期の中で、更に1日の作業可能時間も短くなっていくことから、工期設定の見直しを要望いたします。

建設局におかれましては、書類作成期間を設定していただきましたが、制度活用時の経費は受注者負担となっておりますので、適切な経費の計上を併せて要望いたします。

建設業界の働き方改革推進には、工期の長期化が不可欠ですが、同時に、それに係る経費もまた必須です。特に、中小建設業者においては、こうした経費が経営を圧迫しており、人手不足解消の前に業界が破綻することは明らかですので、ご検討をお願いいたします。

(3) 工事書類の削減・簡素化

時間外労働時間の削減には、工事書類の削減・簡素化が不可欠であります。東京都におかれましては、昨今工事書類の削減・簡素化の必要性をご理解いただき、国土交通省で使っている「土木工事電子書類スリム化ガイド」などに準じた取り組みを進めていただいておりますが、国や他自治体と比べても、内容としてはまだ不十分となっております。JIS マーク表示制度の活用など材料確認の簡素化にも取り組んでいただき、現状から50%の削減を目標に、今以上のスピード感で取り組みを進めていただきたい。また、受注者が工事成績評定を意識して書類の見栄え・必要以上の書類を作成し、発注者においてはそれを評価することがないように、工事成績評定項目別評定表の記載の見直しをお願いいたします。

検査内容や手法については、都独自ではなく、国や他自治体と同様にさせていただくことで、書類の削減にも大いに寄与するとともに、監督員と検査員の重複確認が解消され、受発注者双方の負担が軽減できると考えております。

併せて国で品質確保のために使用している、施工プロセスチェック等の導入もお願いしたいと思います。書類削減・簡素化においては、発注者での調査状況と、実際の運用状況には乖離があることもございます。業界団体と連携し、実態を把握したうえで推進をお願いいたします。

(4) 工事書類の分業化に伴う経費率の上昇

時間外労働時間の上限規制に適応するために、これまで技術者が作成していた工事書類を選任の担当者が行う分業化が進んでおり、中小建設会社でもスタンダードとなりつつあります。

ただし、現状こういった取り組みをした場合の経費は発注者では想定されておらず、“受注者努力”として経営を圧迫する一因となっています。

働き方改革の更なる推進のために、工事書類分業化の際の発注時の経費計上を要望いたします。

4. 災害防止対策の推進について

(1) 工事現場での熱中症対策に対する予算確保

工事現場では、近年激しさを増すばかりの猛暑から労働者の安全を守るべく、熱中症対策として、これまで以上に定期的かつ複数回の休憩時間の確保や状況に応じた工事の休止が必要となっております。

東京都では、熱中症対策に関する費用として現場管理費補正を試行していただいておりますが、これらの対策に対して、現行の現場管理費補正では十分とはいえません。補正係数の1.2から1.5への引き上げを要望いたします。

また、真夏日の計測方法では、設定気温が30度以上となっておりますが、新型コロナウイルス対策時と同様に28度以上へ変更をお願いします。マスク着用が少なくなった現在でも、28度で既に熱中症のリスクは非常に高くなっておりますので、設定気温の引き下げをお願いいたします。

また、「熱中症警戒アラート」発表時には、発注者からの工事中止指示の発出および、工事中止に伴う費用についての実費精算をお願いしたく、これらの施策に関する予算確保を要望いたします。

(2) 集中豪雨対策に対する予算確保

近年の集中豪雨は、その頻発化から工事に与える影響がますます大きくなっており、集中豪雨に伴う工事中止に関する設計変更手続きは、受理されない事例もあることから、必要としている全ての工事において適用されるよう、確実な運用を要望いたします。

さらには、集中豪雨の発生については事前に高精度で把握することができるため、発注者からの事前の工事中止指示の発出および、工事中止に伴う費用についての実費精算をお願いしたく、これらの施策に対する予算確保を要望いたします。

(1) (2) の施策を講じることで、工事現場における労働環境の向上につながり、担い手確保に寄与することと確信しております。

5. 若手人材の確保・育成について

技術者育成モデルJV工事は、中小企業にとって若手技術者の育成のための大変貴重な機会であります。しかしながら、入札参加条件の第一順位企業は大企業のみに限られているため、中小企業育成の観点から、該当業種A格付企業（都内本店中小企業を含む）の追加を要望いたします。

A格付の中小企業は、東京都発注工事の入札において「技術者育成モデルJV工事」対象工事の規模以上の工事案件に単体及び第一順位企業として参加しており、また、優良工事表彰を受けている企業も多く、第二順位企業が技術を学ぶ対象として申し分ない技術力を所有しております。

このことから、共同企業体工事の目的である「中小企業の技術力研鑽の機会を創出し、建設業全体の技術力の確保・向上を図ること」が可能であると考えます。

6. 共同企業体工事におけるJVの義務化について

共同企業体工事における中小企業の受注機会の確保と工事实績の確保のために、建築工事6億円以上、土木工事5億円以上の工事発注に関して、JV結成義務化を要望いたします。現行制度では、中小企業を含む“実績のある”企業のみ受注機会の確保が可能であり、実績の少ない企業は参入ができない状況になっています。

7. 建設業における脱炭素・資源循環の取り組みについて

カーボンニュートラルに向けて、中小企業向けに、スコープ3を含めたCO2排出算定システムの導入・開発費用やコンサルタント費用を助成していただきたい。

8. カスタマーハラスメント防止条例の適切な運用について

東京都におかれましては、全国初の「カスタマーハラスメント防止条例」の制定に向け、積極的な検討をされているとお聞きしております。対象に官民を問わず、様々なケースを想定していると新聞報道などで確認しておりますが、建設工事においても、職員がカスタマーハラスメントに該当する行為を受け、就労意欲の減退や辞職に至るといった事例が起きております。

建設工事でカスタマーにあたるのは、発注者である都の担当者や、工事現場の近隣住民ですが、いずれの場合にも、施工業者との対等な関係が維持されるよう、ガイドライン作成をお願いいたします。

また、建設工事における事例の想定にあたっては、建設業界団体へのヒアリング等も実施し、実状の把握に努めていただけますようお願いいたします。

以上